

議長	<p>それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。始めに、整理番号5-1について、地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>整理番号5-1について、8月23日に柏崎光一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字下赤工字尾長地内にある畑一筆467㎡です。</p> <p>農地の状況は、保全管理されています。</p> <p>農地の周囲は住宅に囲まれており、周辺農地への影響は特段無いと考えられます。</p> <p>以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、妻と娘2人の4人で飯能市内の借家で生活をしております。</p> <p>以前から自然環境や生活環境が良く、通勤圏内という条件が成立する新居へ移り住むことを希望していました。</p> <p>いろいろ探した結果、今回の申請地の景観が気に入り、考えていた新居の条件とも合致しているため、住宅敷地といたく申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、令和元年8月5日、同日農業委員会受付となっております。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購</p>

入費等に対し、金融機関からの融資と親族からの融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました柏崎光一推進委員、何かございますか。

推5番

山下敏郎委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して、県に進達いたします。

続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

農地法第5条の整理番号5-2について、8月23日、石田常夫推進委員とともに現地調査をいたしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字永田字平地内で畑1筆186㎡です。

農地の現況は、保全管理されています。当申請はコンビニエンスストアの移転に際し、移転先として申請地を利用したく申請されたものです。

周辺地域における農地への影響ですが、特段無いと思われま

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

補足説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。

申請人は、コンビニエンスストアの小売業を営んでおり、大字永田地内の現店舗の移転先を検討していたとのこと

です。現店舗は敷地が狭く、駐車場も不足している状態にあり

ました。農地である申請地を含めた8筆を店舗敷地の移転先とする事で、約2.2倍の敷地面積となり、課題となっていた店舗と駐車場の敷地面積ともに解消する見込みであることから、店舗敷地としたく申請をされた

ものです。申請年月日は、令和元年8月5日、同日農業委員会受付とな

っています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明

します。農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当

します。次に、転用に関する8つの審査基準について御説明

します。1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての工事費等に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認を

しております。2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えて

おります。4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請済であり、特段問題は

ございません。5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、大字永田字平地内ならびに同字西ヶ谷戸地内の7筆との一体利用の計画が示されて

おり、一体利用について特段問題ございません。6つ目、利用面積

ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはない

と考えております。8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えて

	<p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。</p>
推1番	<p>中里元委員の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
2番	<p>申請目的に店舗敷地及びゴミ置場とあります。ゴミ置場とはどういったものでしょうか。</p>
事務局	<p>店舗で出たゴミをストックする場所です。ゴミ置場も申請書に建築物の棟数を記載する必要があるため、申請目的に明記する必要があります。</p>
議長	<p>その他ございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推2番	<p>整理番号5-3について、8月22日現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字上畑字前田地内の田1筆495㎡です。</p> <p>農地の現況については、現在作付けされているものではありません。</p> <p>東側は栗が植えられており、西側は保全管理されていました。</p>

また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。

現地調査の報告を終わります。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、東京都千代田区に本社を構える建設資材レンタル業を行っている法人です。また平成30年1月より大字上畑地内で施設園芸による農業参入を行っており、経営農地面積は約9.6反になります。

現在は福祉従事者を含めて56名が農業従事しており、年内には40名が追加従事する予定です。そのため、利用している施設利用者の駐車場が不足しており、隣接する申請地を駐車場といたく申請をするものです。

申請年月日は、令和元年8月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して工事費等に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長	<p>同行して調査しましたが、私の方からは特段ございません。</p> <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
2番	<p>申請地の周りが登記地目田のようですが、作付けをしている人はいますか。</p>
議長	<p>陸田畑となっております、長く休耕状態にあり、保全管理のみされています。その他、ございますでしょうか。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>【議案書読み上げ】</p> <p>詳細については、担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>第1番の方は、平成25年3月より、飯能市にご夫婦で就農いたしました。</p> <p>無施肥無農薬の自然栽培で、固定種の野菜を露地栽培で生産し、販売しています。</p> <p>経営作物としては、いも、大豆、麦等の他、100種類以上におよぶ固定種野菜です。今回利用権設定では、自家用等のササニシキの作付けを予定しております。</p> <p>販売方法としては、個人宅への販売の他、自然食品を取り扱う店舗や市内のレストランへの卸し、市内のイベント販売なども行っています。</p> <p>米の出荷については、自家消費のほか、同じく個人宅への販売、また、米を加工した玄米麺を作り、宅急便による販売を行うとのことでした。</p>

その他にも、野菜の苗の販売や、農業イベントとして、菜花摘み、サツマイモ掘り、大豆の収穫などを行っています。

なお、今回の利用権設定の農地は、新規のものとなります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長

次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を関谷英男職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和元年8月飯能市農業委員会総会を閉会します。

|

|

|